

記者発表(9月議会)に提出する議案

区分	議案番号	件名	議案の内容	担当課	記者発表資料
条例	52	海部地域消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定について	消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とした「消費者安全法」第10条第2項において、市町村は「消費生活センターの設置に努めること」とした法律の趣旨に基づき、海部地域消費生活センターの組織及び運営に関する条例を制定する必要があるため。	産業振興課	詳細については別添参考資料1に掲載。
条例	53	津島市流域関連公共下水道事業特別会計を津島市下水道事業会計に統合するための関係条例の整備に関する条例の制定について	津島市流域関連公共下水道事業特別会計を、津島市下水道事業会計に統合することに伴い、関係する規定を整備する必要があるため。	上下水道部	
規約	54	津島市と愛西市との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議について	愛西市の消費生活相談等の事務を津島市が受託するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決が必要であるため。	産業振興課	条例案にまとめて記載
規約	55	津島市と弥富市との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議について	弥富市の消費生活相談等の事務を津島市が受託するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決が必要であるため。	産業振興課	条例案にまとめて記載
規約	56	津島市とあま市との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議について	あま市の消費生活相談等の事務を津島市が受託するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決が必要であるため。	産業振興課	条例案にまとめて記載
規約	57	津島市と大治町との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議について	大治町の消費生活相談等の事務を津島市が受託するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決が必要であるため。	産業振興課	条例案にまとめて記載
規約	58	津島市と蟹江町との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議について	蟹江町の消費生活相談等の事務を津島市が受託するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決が必要であるため。	産業振興課	条例案にまとめて記載
規約	59	津島市と飛島村との間の消費生活相談等の事務の委託に関する規約に関する協議について	飛島村の消費生活相談等の事務を津島市が受託するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決が必要であるため。	産業振興課	条例案にまとめて記載

記者発表(9月議会)に提出する議案

区分	議案番号	件名	議案の内容	担当課	記者発表資料
予算	60	平成28年度津島市一般会計補正予算(第2号)について			
予算	61	平成28年度津島市介護保険特別会計補正予算(第1号)について		高齢介護課	
議決案件	62	平成27年度津島市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	津島市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決が必要であるため。	上下水道部	
議決案件	63	平成27年度津島市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	津島市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決が必要であるため。	上下水道部	
認定	1	平成27年度津島市一般会計歳入歳出決算、津島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、津島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、津島市コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算、津島市介護保険特別会計歳入歳出決算、津島市流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算及び津島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について			
認定	2	平成27年度津島市民病院事業会計決算の認定について		市民病院	
認定	3	平成27年度津島市上水道事業会計及び下水道事業会計決算の認定について		上下水道部	